退職手当審査会

主管省及び庶務担当部局課　内閣府大臣官房企画調整課（主管省）、内閣官房内閣人事局退職手当担当内閣参事官（庶務協力）

電話番号　(03)6257-1390（内閣府）
(03)6257-3760（内閣人事局）

ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/taite_shinsa.html

根拠法令　国家公務員退職手当法第18条

設置年月日　平成26年5月30日

所掌事務　国家公務員退職手当法の規定に基づき退職手当管理機関の諮問を受け、退職手当の支給制限等の処分案について調査審議すること

分科会等＜分科会＞　なし

＜部　会＞　なし

委員＜定数＞　10人以内（学識経験者）

うち常勤　なし

＜任期＞　２年

＜氏名＞　大江　裕幸（東北大学法学部・大学院法学研究科教授）
◎大島　隆明（日本大学法学部大学院法務研究科教授）
兼川　真紀（弁護士）
鈴木　英司（日本人事試験研究センター代表理事）
内藤　恵（慶應義塾大学名誉教授）

藤澤　治奈（立教大学法学部教授）

山上　圭子（弁護士）

諮問・答申事項等

・退職手当の支給制限等の処分案に係る諮問に対する答申（R4.8.1答申）

・退職手当の支給制限等の処分案に係る諮問に対する答申（R6.1.25答申）